

【現行】

(21) 酒田市武道館

ア 道場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	全面 1時間につき 860円
	半面 1時間につき 430円
	1/4面 1時間につき 210円
一般	全面 1時間につき 1,720円
	半面 1時間につき 860円
	1/4面 1時間につき 430円

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 100円
一般	1人1回につき 210円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

イ 相撲場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下 1時間につき 320円
	一般 1時間につき 640円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	1時間につき 2,590円

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 100円
一般	1人1回につき 210円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 附属施設及び設備使用料

(ア) 附属施設使用料

使用区分	使用料
第1会議室	1時間につき 210円
第2会議室	1時間につき 210円

【令和元年10月1日改正】 消費増税内容

(21) 酒田市武道館

ア 道場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	全面 1時間につき 880円
	半面 1時間につき 440円
	1/4面 1時間につき 220円
一般	全面 1時間につき 1,760円
	半面 1時間につき 880円
	1/4面 1時間につき 440円

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

イ 相撲場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下 1時間につき 330円
	一般 1時間につき 660円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	1時間につき 2,640円

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 附属施設及び設備使用料

(ア) 附属施設使用料

使用区分	使用料
第1会議室	1時間につき 220円
第2会議室	1時間につき 220円

【令和2年4月1日改正】 使用料見直内容

(20) 酒田市武道館

ア 道場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	全面 1時間につき 880円
	半面 1時間につき 440円
	1/4面 1時間につき 220円
一般	全面 1時間につき 1,760円
	半面 1時間につき 880円
	1/4面 1時間につき 440円

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

イ 相撲場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 220円
一般	1時間につき 450円

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 附属施設及び設備使用料

(ア) 附属施設使用料

使用区分	使用料
第1会議室	1時間につき 220円
第2会議室	1時間につき 220円

備考 各会議室の使用料は、各会議室のみを単独で使用する場合とする。